

営業・農業・不動産

書き方

収支内訳書(営業・農業・不動産用)書き方

家事分・住宅分は経費に計上できません！

廃業(予定)の有無

有

無

廃業(予定)年月日

年

月

日

廃業理由

廃業

法人化

承継

承継者名(続柄)

(

)

科 目			金 額 (円)		科 目			金 額 (円)	
収入金額	売上(収入)金額	①			経費	農 具 費	㊦		
	家 事 消 費	②				農 薬 衛 生 費	⑪		
	そ の 他 の 収 入	③				諸 材 料 費	㊲		
売上原価	計(①+②+③)	④				作 業 衣 料 費	㊮		
	期首商品棚卸高	⑤				農業共済掛金	㊴		
	仕 入 金 額	⑥				土 地 改 良 費	㊶		
経費	期末商品棚卸高	⑦				旅 費 交 通 費	㊺		
	差引原価(⑤+⑥-⑦)	⑧				通 信 費	㊼		
	差引金額(④-⑧)	⑨				広 告 宣 伝 費	㊾		
	給 料 賃 金	⑩				接 待 交 際 費	㊽		
	外 注 工 賃	⑪				損 害 保 険 料	㊿		
	減 価 償 却 費	⑫				修 繕 費	㊿		
	貸 倒 金	⑬				消 耗 品 費	㊿		
	地 代 家 賃	⑭					㊿		
	利 子 割 引 料	⑮					㊿		
	借 入 金 利 子	⑯				雑 費	㊿		
	雇 人 費	⑰				経費から差し引く果樹 牛馬等の育成費用	⑲		
その他の経費	小作料・賃借料	⑱				小計	⑳		
	租 税 公 課	㉑				経費計	㉑		
	荷 造 運 賃	㉒				専従者控除前の所得金額 (㉑ - ㉒)	㉒		
	水道光熱費	㉓				専 従 者 控 除	㉓		
	種 苗 費	㉔				所 得 金 額	㉔		
	素 畜 費	㉕				(㉒ - ㉓)			
	肥 料 費	㉖				㉖のうち、肉用牛について 特例の適用を受ける金額 土地等を取得するために 要した負債の利子の額			
	飼 料 費	㉗							

廃業(予定)の有無

有

無

廃業(予定)年月日

年

月

日

廃業理由

廃業

法人化

承継

承継者名(続柄)

(

)

廃業(予定)の有無

前年中に廃業した場合や、今年中に廃業の予定があるときは記入してください。
事業を承継した場合は承継者名を記入してください。

収入金額

①売上(収入)金額
掛け売りや時貸しなどのように、まだ実際に代金を受け取っていない売上でも収入金額になります。

②家事消費
原則として売上が無く、家事消費のみの場合は、申告の必要はありません。

③その他の収入
・作業くずの売却などによる雑収入
・取引先から受け取った中元、歳暮などの時価換算

売上原価

⑤、⑦棚卸高
棚卸をしなければならない資産は次の通りです。
・商品、製品、半製品、原材料、副産物、仕損品、作業くずなど
・包装材料、ガソリン、釘、事務用品などの消耗品でまだ使用していないもの
・少額な減価償却資産…使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の工具、器具備品などでまだ使用していないもの

⑥仕入金額
掛け買いや時借りなどにより、仕入れでまだ実際に代金を支払っていないものも含まれます。

経費

⑩給料賃金
給料、賃金、退職金、食費や被服などの現物給与

⑪外注工賃
・修理加工などで外部に注文して支払った加工賃など

⑫減価償却費
裏面に内訳を記入し、合計額を記入してください。

⑬貸倒金
貸し倒れが生じたものとして取り扱われるのは、債権者の資産状況、支払能力などからみて、賃金等の全額を回収することができないと明らかに認められる場合です。

経費

⑭地代家賃
・店舗、倉庫などの敷地の地代
・店舗や倉庫などを借りている場合の家賃 など

⑮利子割引料
借入金に対する支払利子や受取手形の割引料などです。

⑯借入金利子
賃貸している建物等を取得するための借入金の利子

⑰雇人費
・農業に従事した雇人の給料(右側の雇人費の内訳を記入してください。)

⑱小作料・賃借費
・農機具の賃借料
・共同施設の利用料
・カントリー利用料

㉑租税公課
・事業に係る部分の固定資産税
・自動車税、不動産取得税
・商店会などの会費や組合費
※国民健康保険税や国民年金などは計上できません。

㉒荷造運賃
商品の荷造りに係った包装材料費、自動車などの運賃です。商品や機械の引取運賃は仕入れ金額や取得価額に加算することとなります。

㉓水道光熱費
・水道代、電気料、ガス代など
(請求が住宅分と一緒にの場合は適切な基準によってあん分して計算します。)

㉔種苗費
・農作物の種や苗などの購入費

㉕素畜費
・育成用の子牛、子豚、ひななどの取得費及び種付料

㉖肥料費
・肥料、たい肥などの購入費

㉗飼料費
・飼料の購入費
・飼料を自給している場合はその生産費など

経費

㊦農具費
使用期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の農具購入費

⑪農薬衛生費
・農薬の購入費
・共同防除の負担金

㊲諸材料費
・ビニール・縄・支柱などの購入費

㊮作業用衣料費
・農業に必要な作業衣・長靴・手袋などの購入費

㊴農業共済掛金
・水稻、果樹などの共済掛金
・農業用資産に対する共済掛金

㊶土地改良費
土地改良区費は全額を経費にできない場合があります。(事業ごとに是認割合があります。詳しくは各土地改良区へおたずねください。)

㊺旅費交通費
・電車賃、バス代、タクシー代
・宿泊費

㊼通信費
・電話代
・切手代、郵送料など

㊾広告宣伝費
・チラシ、折込みなどの広告費用
・広告用カレンダーなどの費用
・陳列窓の装飾費用

㊽接待交際費
・取引先を接待する茶菓飲食代
・取引先を旅行などに招待する費用
・取引先などに対する中元、歳暮費

㊿損害保険料
・火災保険料
・自動車の損害保険料

㊿修繕費
資産の価額を増したり、使用可能期間を延長するような支出は原則、資本的支出として減価償却を行います。

㊿消耗品費
包装費、封印テープなどの包装材料、文房具などの事務用品、ガソリンなどの購入費用です。使用可能期間が1年未満のもの、取得価額が10万円未満のものでその年に使用したものが含まれます。

㊿～㊿
『車両費』等わかりやすい科目名をつけて記入しても差し支えありません。

㊿雑費
⑫の経費の科目にも当てはまらないものを雑費としてまとめることができます。

㊿経費から差し引く果樹、牛馬等の育成費用
成熟の年齢または樹齢になるまでの間の育成費用を記入してください。必要経費から除外して累積し、減価償却の基礎となる「取得対価」に参入することとなります。

専従者控除

㉒専従者控除
次のうちいずれか少ない方の金額
・860,000円(配偶者以外は500,000円)
・㉒の金額÷(事業専従者数+1)

減価償却費について

○少額な減価償却資産について

使用可能期間が1年未満が取得価額が10万円未満のいわゆる少額な減価償却資産については、減価償却をしないで、使用したときにその取得価額がそのまま必要経費になります。

○一括償却資産について

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、減価償却をしないでその使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部または特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。この場合「①償却率」欄に「1/3」と記入します。

○減価償却費の計算方法(定額法)

② 償却の基礎になる金額	次の金額を記入します。 (1) 平成19年3月31日以前に取得した資産 …「取得価額×90%」の金額 ※減価償却費の累積額が取得額の95%相当額に達した年分以後5年間に於いて均等償却を行う場合には、「取得金額×5%」の金額 (2) 平成19年4月1日以後に取得した資産 …取得価額そのまゝの金額
償却方法	償却方法を記入します。 (1) 平成19年3月31日以前に取得した資産 …旧定額法 (2) 平成19年4月1日以後に取得した資産 …定額法
③ 本年中の償却期間	資産を月の中途で取得や譲渡、取り壊しなどをした場合はその月を1か月として計算します。
④ 特別償却額	被災代替資産等の特別償却の適用を受ける場合に、その特別償却額を記入します。
⑤ 未償却残高(期末残高)	次の金額を記入します。 (1) 本年中に取得した資産は、「②」の金額から「④」の金額を差し引いた金額 (2) 前年以前に取得した資産は、前年末の未償却残高から「⑤」の金額を差し引いた金額
摘 要	次のような場合に応じ、それぞれ次のような事項を簡記します。 (1) 取得資産が中古である場合…その旨 (2) 資産を本年中に譲渡や取り壊した場合…その月日、事由など (3) 被災代替資産等の特別償却の適用を受ける場合…その特例名

㊦ 本年分の普通償却費

- ◆平成19年3月31日以前に取得した資産
①「②×④×③」で計算した金額を記入します。
②減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額まで達した年分の翌年分以後5年間に於いて均等償却を行う場合には「{(取得価額－取得価額×95%－1円)÷5}×③」の金額を記入します。
- ◆平成19年4月1日以後に取得した資産
「②×④×③」で計算した金額を記入します。

○非業務用資産を業務用に使用した場合の減価償却

自家の一部を営業用設備にしたときなど、非業務用資産を業務用に使用した場合には、その資産の耐用年数の1.5倍の年数を用いて年初未償却残高を算出します。なお、詳しくは酒田市税務課におたずねください。

○主な減価償却資産の耐用年数表

(この表にないものでわからないものは酒田市税務課におたずねください。)

建物

	工場・倉庫用	
鉄筋コンクリート造	38	
れんが・ブロック造	34	
木造	15	
木造モルタル造	14	
ハウス(育苗ハウス)	金属製	10
	その他	5

建物附属設備

スプリンクラー	7	
温室用ボイラー	7	
消火・排煙設備、災害報知設備、格納式避難設備	8	
電気・給排水・衛生設備、ガス設備	15	
蓄電池電源設備	6	
アーケード 日よけ	金属製	15
	その他	8

車両・運搬具

軽自動車(軽トラック)	4	
普通車(トラック・バン)	5	

構築物

ハウス(育苗ハウス)	金属製	14
	木造	5
	その他	8

用水路、貯水槽(コンクリ・ブロック)		17
かん水用・散水用配管		14
薬剤散布機(建造物)		8
舗装路面	コンクリート・ブロック・れんが	15
	アスファルト	10
塀	コンクリート・ブロック・れんが	15
	アスファルト	10

器具・備品

応接セット	接客業用	5
	その他	8
陳列ケース	冷蔵機付	6
	その他	8
室内装飾品	金属製	15
	その他	8
テレビ・ステレオ等の音響機器		5
冷蔵庫・洗濯機等の電気又はガス機器		6
冷房・暖房用器具		6

農林業用償却資産

原動機	7
耕うん整地用器具	7
栽培用器具	7
防除用器具	7
収穫調整用器具	7

減価償却資産の償却率表(定額法)

耐用 年数	償却率		耐用 年数	償却率		耐用 年数	償却率	
	取得日			取得日			取得日	
	H19.3.31 以前取得	H19.4.1 以後取得		H19.3.31 以前取得	H19.4.1 以後取得		H19.3.31 以前取得	H19.4.1 以後取得
2	0.500	0.500	17	0.058	0.059	32	0.032	0.032
3	0.333	0.334	18	0.055	0.056	33	0.031	0.031
4	0.250	0.250	19	0.052	0.053	34	0.030	0.030
5	0.200	0.200	20	0.050	0.050	35	0.029	0.029
6	0.166	0.167	21	0.048	0.048	36	0.028	0.028
7	0.142	0.143	22	0.046	0.046	37	0.027	0.028
8	0.125	0.125	23	0.044	0.044	38	0.027	0.027
9	0.111	0.112	24	0.042	0.042	39	0.026	0.026
10	0.100	0.100	25	0.040	0.040	40	0.025	0.025
11	0.090	0.091	26	0.039	0.039	41	0.025	0.025
12	0.083	0.084	27	0.037	0.038	42	0.024	0.024
13	0.076	0.077	28	0.036	0.036	43	0.024	0.024
14	0.071	0.072	29	0.035	0.035	44	0.023	0.023
15	0.066	0.067	30	0.034	0.034	45	0.023	0.023
16	0.062	0.063	31	0.033	0.033			

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	①取得価額 (償却保証額)	②償却の基礎 になる金額	償却方法	耐用年数	③償却率 又は 改定償却率	④本年中の 償却 期間	⑤本年分の 普通償却費 (②×③×④)	⑥特別 償却費	⑦本年分の 償却費合計 (⑤+⑥)	⑧事業専 用割合	⑨本年分の必要 経費算入額 (⑦×⑧)	⑩未償却残高 (期末残高)	摘要
木造建物	50㎡	年月 H15・7	10,000,000円 ()	9,000,000円	旧定額	22年	0.046	$\frac{12}{12}$	414,000円		414,000円	80%	331,200円	1,513,000円	
シャッター	1台	R6・9	600,000 ()	600,000	定額	22	0.046	$\frac{4}{12}$	9,200		9,200	100	9,200	590,800	
一括償却資産		R6・9	180,000 ()	180,000	—	—	1/3	$\frac{—}{12}$	60,000		60,000	100	60,000	120,000	
計									483,200		483,200		400,400	2,223,800	